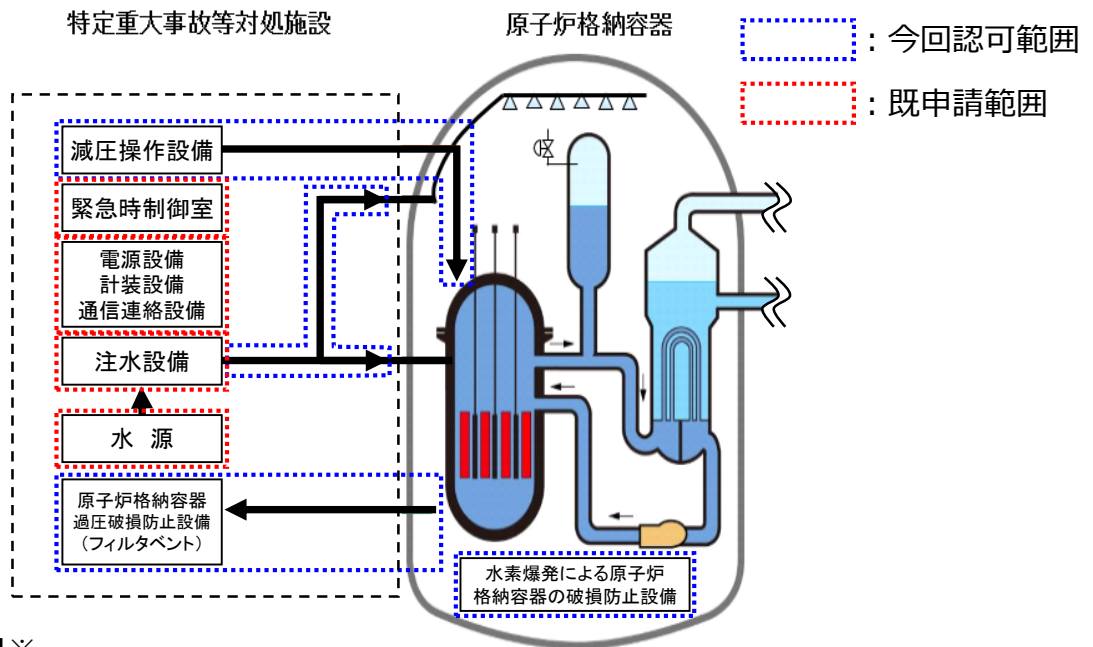


大飯発電所 3、4 号機の特定重大事故等対処施設に関する 設計及び工事計画認可申請の概要

1. 設計及び工事計画認可申請の状況

申請内容	申請する主な設備	申請日 および補正日
・設備に対する基本設計方針の策定 ・各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 ・基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 ・各機器の詳細図面の策定	【第 1 回】 ○ 減圧操作設備 ・原子炉の減圧を操作する設備 ○ 注水設備（配管等） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうち、既設建屋内の一部の配管等 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備	(申請) 2020. 3. 6 (補正) 2020. 4.14 2020.12.14 (認可) 2020.12.22
	【第 2 回】 ○ 緊急時制御室 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 注水設備（ポンプ、水源等） ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備のうち、ポンプおよび一部の配管、水源等	(申請) 2020. 8.26

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

2022年 8月24日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可(2017年8月25日)から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。